

第21号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項に後段として次のように加える。

この場合において、当該期間の末日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第15条の8第1項中「対し、」の次に「その者の基準日以前において人事委員会規則で定める期間における勤務成績及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

附則第8項を次のように改める。

8 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。